

# 令和6年度手話を広める知事の会総会

日時：令和6年10月30日（水）13：00～14：10  
（12：50～記念撮影）

場所：参議院議員会館 講堂

## <次 第>

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

会長（鳥取県知事） 平井 伸治 氏

### 3 副会長あいさつ

副会長（代理） 神奈川県副知事 首藤 健治 氏

### 4 来賓あいさつ

- (1) 日本財団 会長 笹川 陽平 氏
- (2) 一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石橋 大吾 氏
- (3) 全国手話言語市区長会 会長（東大阪市長） 野田 義和 氏
- (4) 神奈川県手話言語普及推進議員連盟 幹事長 しきだ 博昭 氏

### 5 デフリンピック応援メッセージ（東京都知事あいさつ）

東京都知事 小池 百合子 氏〔ビデオメッセージ〕

### 6 総会議事

- (1) 令和5年度事業報告
- (2) 令和6年度事業計画（案）
- (3) 役員体制（案）
- (4) 手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）の早期制定及び手話に関する施策の推進に関する意見書（案）

### 7 講 義

演題 「手話に関する施策の推進に関する法律案（仮称）について」  
講師 障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟  
事務局長 参議院議員 今井 絵理子 氏

### 8 閉 会

# 令和5年度 事業報告

## 1 総会の開催

- ・日時 令和5年11月15日(水) 13:00~14:10
- ・場所 全国社会福祉協議会 灘尾ホール

## 2 フォーラムの開催(全日本ろうあ連盟と共催)

- ・日時 令和5年11月15日(水) 14:30~16:00
- ・場所 全国社会福祉協議会 灘尾ホール

## 3 東京2025デフリンピック開催への応援

- ・各地のデフリンピックフェスティバルへの協力(共催、後援等)
- ・デフスポーツ体験会、デフアスリートを招いたトークショー・講演会等の実施
- ・各種イベントにおけるデフリンピックPRブースの設置や映画「みんなのデフリンピック」の上映
- ・デフリンピック学習ハンドブックや選手を応援する手話単語等が入った手話ダンス楽曲動画の制作
- ・デフリンピック選手の育成支援事業の実施 等

## 4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

- ・開催日 令和6年2月20日(火)、21日(水)(対象者を分けて開催)
- ・場所 埼玉県男女平等参画推進センター With you さいたま  
[1日目] 対象: 条例制定済み自治体  
内容: 講義(講師: 全日本ろうあ連盟 河原理事)  
事例報告(鳥取県、東京都府中市)  
小グループによる意見交換  
[2日目] 対象: 条例制定を検討中の自治体  
内容: 講義(講師: 全日本ろうあ連盟 河原理事)  
事例報告(福岡県、埼玉県狭山市)  
小グループによる意見交換

## 5 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力(後援等)  
第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園、第19回全国手話検定試験
- ・手話言語の国際デーにおけるブルーライトアップへの協力  
令和5年9月23日(土)の手話言語の国際デーにおける全国の公共施設でのブルーライトアップへの協力
- ・会員に対する情報提供 など

## 1 総会の開催

- ・日時 令和6年10月30日（水）13：00～14：10
- ・場所 参議院議員会館 講堂

## 2 フォーラムの開催（全日本ろうあ連盟と共催）

- ・日時 令和6年10月30日（水）14：30～16：30
- ・場所 参議院議員会館 講堂

## 3 東京2025デフリンピック成功に向けた支援等の国への要請

全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会等関係団体と連携し、東京2025デフリンピック成功に向けた手話の環境整備、デフリンピックの成功を契機としたスポーツの振興等について、政府・関係省庁へ要請する。

## 4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

（全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会と共催）

自治体の手話言語条例担当者が、手話言語条例の意義、先駆的な取組を進めている自治体における施策推進等について学び、条例制定や施策づくりについて情報・意見交換を行う学習会を開催する。

- ・期日 令和7年1月頃予定

## 5 東京2025デフリンピック開催への応援

東京2025デフリンピックの成功に向けて、機運醸成のための啓発イベントの開催の協力等の応援を進めていく。

## 6 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力（後援等）
- ・会員に対する情報提供 など

## 役員体制（案）

※印は新任

会 長 平 井 伸 治（鳥取県知事）

副 会 長 吉 村 美 栄 子（山形県知事）

黒 岩 祐 治（神奈川県知事）

阿 部 守 一（長野県知事）

一 見 勝 之（三重県知事）

岸 本 周 平（和歌山県知事）

玉 城 康 裕（沖縄県知事）

顧 問 笹 川 陽 平（日本財団会長）

相 談 役 石 橋 大 吾

（全日本ろうあ連盟理事長）※

野 田 義 和

（全国手話言語市区長会会長、

大阪府東大阪市長）※

【参考：地方ブロックの区割り】

ブロック名	構成都道府県
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 <u>山形県</u> 、 <u>福島県</u>
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 <u>神奈川県</u>
甲信北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 <u>長野県</u>
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、 <u>三重県</u>
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 <u>和歌山県</u>
中国・四国ブロック	<u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> 、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 <u>沖縄県</u>

※下線は、役員県。

手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）の早期制定  
及び手話に関する施策の推進に関する意見書（案）

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日

手話を広める知事の会 会長 平井伸治

## 手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）の早期制定 及び手話に関する施策の推進に関する意見書

手話は、これを使用される者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語  
その他の重要な意思疎通のための手段であることから、手話の習得及び使用に  
関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する  
国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）  
を推進するため、「手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）」の一刻も早い  
制定を望むものである。

また、法成立後は、国及び地方公共団体が各々の責務を果たし、手話に関する  
施策を総合的かつ実効性あるものとして推進していくため、地方公共団体に対  
する必要な技術的支援、財政措置等の検討を国が行うことを強く要望する。

令和6年10月30日

手話を広める知事の会 会長 平井伸治

障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟

会長 衛藤晟一 様

# 手話を広める知事の会 会則

(名称)

第1条 本会は、手話を広める知事の会という。

(目的)

第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話言語法（仮称）の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 手話言語を全国に広げるための事業
- (2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する都道府県知事とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。

4 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。

5 役員に欠員が生じたときは、役員合議により補充役員を選出することができる。

6 役員の任期は、就任後初めて開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、適宜必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する都道府県が担当する。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成28年7月21日から施行する。